みやま市立学校規模適正化検討委員会　第１回会議次第

日時：令和８年１０月２２日（木）１８：３０～
会場：みやま市役所山川支所２階　大会議室

１　開会

２　教育委員会あいさつ

３　事務局職員の紹介

４　学校規模適正化検討委員会について

５　委嘱状交付

６　検討委員会委員の紹介

７　委員長、副委員長の選出　　委員長：松尾正春　　副委員長：高田學

８　教育委員会諮問

９　議事
（１）資料説明

（２）協議
運営方法について

１０　その他

１１　次回の開催日程について
期日：令和８年１１月２６日（木）　１８：３０　～
会場：みやま市役所山川支所２階　大会議室

１２　閉会

みやま市教育委員会規則第１３号

みやま市立学校規模適正化検討委員会規則

（趣旨）

第１条　この規則は、みやま市附属機関の設置に関する条例（平成１９年みやま市条例第２７号）第３条の規定に基づき、みやま市立学校規模適正化検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　委員会は、みやま市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について必要な調査及び審議を行う。

（１）　市立学校の適正規模及び適正配置に関すること。

（２）　前号に掲げるもののほか、市立学校規模適正化に関し必要な事項

（組織）

第３条　委員会は、委員２０人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

（１）　行政区長

（２）　小中学校ＰＴＡ

（３）　小中学校長

（４）　識見を有する者

（５）　前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は１年とし、再任を妨げない。ただし、第２条に規定する諮問に係る事務が終了したときは、その職を失うものとする。

２　委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長各１人を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

２　委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

３　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　委員長は、会議の運営に関し必要と認めるときは、関係者に資料の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（事務局）

第７条　委員会の事務局は、教育委員会教育総務課とする。

（その他）

第８条　この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和８年７月１日から施行する。

みやま市立学校規模適正化検討委員会委員名簿

番号	氏　名	役　職	所　属	備　考
１	澤井　優	県営下小川団地区長	第２項第１号該当	瀬高町
２	松尾　正春	大江区長	第２項第１号該当	瀬高町
３	林　保	九折区長	第２項第１号該当	山川町
４	吉原　佐俊	原町下区長	第２項第１号該当	山川町
５	髙田　學	濃施北区長	第２項第１号該当	高田町
６	松尾　隆介	舞鶴区長	第２項第１号該当	高田町
７	桜井　研司	瀬高小学校ＰＴＡ会長	第２項第２号該当	瀬高町
８	板橋　正己	大江小学校ＰＴＡ地区委員	第２項第２号該当	瀬高町
９	岩本　達也	南小学校ＰＴＡ会長	第２項第２号該当	瀬高町
１０	森田　理沙	水上小学校ＰＴＡ会長	第２項第２号該当	瀬高町
１１	横山　大	清水小ＰＴＡ副会長	第２項第２号該当	瀬高町
１２	植田　迅	桜舞館小ＰＴＡ副会長	第２項第２号該当	山川町
１３	柳谷　彬	高田小学校ＰＴＡ副会長	第２項第２号該当	高田町
１４	杉本　かおり	みやま中学校ＰＴＡ会長	第２項第２号該当	瀬高町
１５	北原　崇	山川中ＰＴＡ副会長	第２項第２号該当	山川町
１６	古賀　大雄	高田中ＰＴＡ会長	第２項第２号該当	高田町
１７	木下　千恵	南小学校長	第２項第３号該当	―
１８	熊川　由記	高田中学校長	第２項第３号該当	―
１９	大津　千代美	元中学校長	第２項第４号該当	―
２０	永田　統計	元中学校長	第２項第４号該当	―

（任期：令和８年１０月２２日～令和９年１０月２１日）